

保育所等における送迎バス等への安全対策に向けた取組について

1 経緯

令和4年9月に発生した通園バスにおける園児置き去り事故を踏まえた緊急対策として、国の関係法令の改正により、幼稚園及び保育所等における通園のための送迎用バスについて、園児の置き去り防止を図るために、所在確認と安全装置の設置が義務付けされることとなった（令和5年4月1日施行、令和6年3月末までの経過措置あり）。

こうした状況を受け、国や東京都では、子どもの安全・安心を確保する区市町村の取組を支援することを目的として、令和4年度に引き続き令和5年度予算において補助制度を設けたところである。

については、国や都の補助制度を活用した安全対策支援事業を実施し、子どもの安全・安心のより一層の確保を図る。

2 事業概要

(1) 送迎バスへの安全装置の設置

園児の「通園」や「園外活動」のための送迎バスを運行する事業者が、国が策定するガイドラインに適合した「*置き去り防止を支援する安全装置」（以下「安全装置」という。）を設置する場合に、国や都の補助制度を活用した支援を行う。

なお、安全装置の設置が義務付けとなる送迎バスは「通園」のために運行されるバスに限られるが、「園外活動」のバスについても、都の補助制度の対象となることから、区内対象事業者が設置を進める際に併せて支援を行う。

*置き去り防止を支援する安全装置

国が策定した「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン（令和4年12月20日公表）」に適合するもので、車両のエンジン停止後、運転者に子どもが車内に置き去りにされていないか確認をうながす音声を流すことで、車内を見渡すきっかけを作るものなどをいう。

(2) 送迎バス以外の事故防止対策

園外・園内活動時における園児の置き去り・見失い・飛び出し等、事故の防止に資する機器（ICTを活用した子供見守りサービスなど）を導入する事業者に対して、国や都の補助制度を活用した支援を行う。

3 実施概要

本事業については、子どもの生命に関わる緊急性の高いものであることから、早期に対応を行う。

(1) ヒーローバスへの置き去り防止装置の設置【令和4年度対応】

現在3台のヒーローバスを保育園の「園外活動」のために運行しており、園児の置き去り防止等を図るため、利用園の保育士及びバス運転手により、園児の乗降時のタイミングで「所在確認」を行っている。

十分な園庭の広さのない私立保育園の多くが、公園利用などの園外活動にヒーローバスを利用している状況を踏まえ、より一層安全な運行を確保する観点から、安全装置を令和4年度中に全てのヒーローバスに設置した。

(2) 区内事業者への意向調査を踏まえた支援の実施【令和5年度対応】

ア 送迎バスへの安全装置の設置

「通園用」に送迎バスを運行している区内私立幼稚園及び認可外保育施設については、安全装置の設置は義務であることから、当該事業を活用し、速やかに設置を行う。

また、「園外活動用」に送迎バスを運行している区内私立認可保育所についても、事業者の意向を踏まえた設置支援を行う。

イ 送迎バス以外の事故防止対策

区内各園に対し、意向調査を行った上で、必要な事故防止対策を行う。

4 今後の予定

令和5年4月～ 所要額の把握（各園に調査を実施）
予算措置（補正予算等）

以 上